

平成30年3月臨時会

# 河合町議会会議録

平成30年3月2日 開会

河合町議会

平成30年第1回（3月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示…………… 1

第 1 号 （3月2日）

○議事日程…………… 3

○本日の会議に付した事件…………… 3

○出席議員…………… 3

○欠席議員…………… 3

○出席説明員…………… 4

○欠席説明員…………… 4

○議会事務局出席者…………… 4

○開会の宣告…………… 5

○開議の宣告…………… 5

○町長のあいさつ及び報告…………… 5

○会議録署名議員の指名…………… 6

○会期の決定…………… 6

○付議事件の一括提案理由の説明…………… 7

○承認第1号の質疑、討論、採決…………… 8

○議案第1号の質疑、討論、採決…………… 8

○署名議員…………… 21

河合町告示第6号

平成30年第1回（3月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成30年2月26日

河合町長 岡井康徳

1 期 日 平成30年 3月 2日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第1号 平成29年度河合町一般会計補正予算について

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(河合町立老人憩の家設置条例の一部改正)

平成 3 0 年 3 月 2 日 ( 金 曜 日 )

( 第 1 号 )

## 平成30年第1回（3月）河合町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

平成30年3月2日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町立老人憩の家設置条例の一部改正)
- 日程第 4 議案第1号 平成29年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 2番 大西孝幸   | 3番 清原和人  |
| 4番 馬場千恵子  | 5番 吉村幸訓  |
| 6番 岡田康則   | 7番 森尾和正  |
| 8番 池原真智子  | 9番 西村 潔  |
| 10番 疋田俊文  | 11番 谷本昌弘 |
| 12番 中尾伊佐男 | 13番 辻井賢治 |

### 欠席議員（1名）

- 1番 岡田美伊子
- 

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康徳	副町長	東正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒匠	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	木村光弘	総務部次長	上村豊
福祉部次長	辰己環	住民生活 部次長	岡田昌浩
まちづくり 推進部次長	中山雅至	教育部次長	上村欣也
安心安全 推進課長	阪本武司	財政課長	上村卓也
税務課長	浮島龍幸	住民福祉課長	中野雅史
高齢福祉課長	山本孝典	保健スポーツ 課長	中野典昭
認定こども園 準備室長	佐藤桂三	特命担当	梅野修治
住民生活課長	上村英伸	地域活性課長	福辻照弘
上下水道課長	石田英毅	教育総務課長	杉本正範
欠席者 (なし)			

---

会議に従事した事務局職員

調整員 堀内一憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第6号をもって平成30年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成30年第1回臨時会は成立しましたので開会します。

尚、1番岡田美伊子議員より欠席の届出を受けております。

---

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

---

◎町長のあいさつ及び報告

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回臨時会を招集しましたところ議員各位にはご多忙中にもかかわらず出席いただき厚く御礼申し上げます。

このたびの住宅修繕費及び清掃工場施設修繕費の不適切な事務処理につきましては住民の皆様のご信頼を大きく失墜させる重大かつ深刻な自体であり、今後二度とこのようなことが起きないように、全職員が一丸となり再発防止に取り組んでまいります。

今回の一般会計補正予算において必要経費を計上させていただくと共に外部有識者等による河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会において原因究明や再発防止策の検討を進めてまいりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。さて、本議会においては、議案第1号と承認第1号の2案件を上程させていただいております。後ほど、副町長から説明を申し上げますので慎重なるご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

て、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、5番、吉村幸訓議員、6番、岡田康則議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

2月26日議会運営委員会を開会していただいておりますので岡田康則議会運営委員長より、会期等について、報告いたします。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○6番（岡田康則） さる、2月26日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月2日の1日限りとします。本日の議事日程につきましては、議案第1号の1議案、承認第1号の議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を本日一括上程し逐条審議いたします。

以上で報告終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日限りとします。

---



### ◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第1号の1議案、承認第1号の1承認について案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（東 正次） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 東 正次 登壇）

○副町長（東 正次） それでは、平成30年3月臨時会に上程いたされました議案第1号及び承認第1号の2案件につきましてご説明申し上げます。

議案第43号 平成29年度河合町一般会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」で、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,000万円を追加し予算総額68億5,917万2,000円とするものでございます。第2条「地方債の補正」につきましては3ページをお願いいたします。このことにつきましては、2事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計10億560万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費の塵芥処理費1,800万円の増額につきましては、清掃工場施設の修理に伴う事業費でございます。

7款土木費、5項住宅費の住宅管理費の5,200万円の増額につきましては、町営住宅等の補修に伴う修繕料でございます。

次に、歳入についてご説明致します。8ページをお願いします。

歳入については歳出で説明いたしました事業の財源といたしましてそれぞれの事業に充当すべく計上しております。

17款繰入金、1項基金繰入金で4,060万円の増額。20款町債、1項町債で2,940万円の増額。

以上、歳入歳出7,000万円の増額補正となっております。

次に承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。それでは専決処分いたしました河合町立老人憩の家設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、大和都市計画道路天理王寺線の策戦整備事業の移転補助に伴い河合町立城

古老人憩いの家の立替により住所が変更されたことに伴う改正でございます。

改正いたします内容は河合町大字川合 1225 番地の 1 から河合町大字川合 1195 番地 1 に改正するものでございます。この条例は平成 30 年 1 月 5 日から施行するものでございます。

以上、上程いたされました 2 案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

---

### ◎承認第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 3 承認第 1 号 「専決処分の承認を求めることについて（河合町立老人憩の家設置条例の一部改正）」を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言するものなし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第 1 号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第 1 号 「専決処分の承認を求めることについて（河合町立老人憩の家設置条例の一部改正）」は承認することに決定されました。

---

### ◎議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 4 議案第 1 号 「平成 29 年度河合町一般会計補正予算について」を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 質疑させていただきます。本日3月2日の臨時会に上程されている補正予算7,000万円ですが、2016年度以前未払い約3,000万円と2017年度未払い合計5,200万円の町の不適切な処理と2017年8月に修理が終わっていた町ごみ焼却場の1,800万円を先日の全員協議会で報告していただき、再発防止委員会の予定では到底納得はできません。貴重な町民の税金投入ですので委員会設置前に責任の所在を明らかにし町民に謝罪と説明を含む住民説明会を開会すべきだと思います。住民に選ばれた私には地域の方々からは説明すべきですとの声を毎日聞いておりますので、住民説明会の予定をお聞かせ下さい。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 委員もおっしゃっていただいたように、再発防止の検討委員会を設立させていただきたいという事をお願いしておりますのでございます。その中で謝罪の方法、責任の所在等を含めましても議論させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） それでは、住民の方は納得されないのかなと思います。それと12月議会、初日副町長からの議案説明と総務常任委員会での緊急工事ですので1,800万円の修理代、補正で虚偽の案件と虚偽の質疑応答に対する予算計上した責任はどうされますか。

○副町長（東 正次） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 東副町長。

○副町長（東 正次） 虚偽の発言と言われましたけども、私はその時点におきましては全然聞いておりませんでしたので、虚偽には当たらないと私は思います。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 環境衛生課についてですが、清掃工場整備費の平成29年度当初予算で1,530万円がついてたと思います。どのような工事をして予算が無くなったのですか。こん

な事はないと思いますが、まさか住民生活課みたいに過去の未払いに当初予算をあてて支払をしたという事はないですか。

○住民生活部次長（岡田昌浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 住民生活部次長。

○住民生活部次長（岡田昌浩） 当初、1,530万円予算いただいております。その中身としてバックフィルターの更新がございます。それとオイル関係の漏出がありまして、その辺を緊急整備した部分もございます。先ほど、過年度分の支払があったのではないかと言う事がございますが、700万程度の支出をしております。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○11番（谷本昌宏） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌宏） 河合町は13年前に水道事業会計から4億円を借り入れ利息をつけて8年間で返済をするとの事でありましたが、未だに未返済であるという事が分かりました。そして今回、町は財政健全化計画の中で2019年度から毎年5,000万円を8年間で返済をすると発表されました。それは確約されたものでしょうかお聞きします。そしてまた今回、公営住宅修繕にからみ業者への未払い金2016年度以前に3,000万円があると分かり又その先にもまだ2,000万円の未払い金がある事もわかり大変驚いております。どのような会計処理をされているのかと疑問に思います。普通、自治体の会計はその年度単位で決済するのが原則となっており、その原則を無視したずさんな会計処理と言わざるをえません。又、4億円もの借入金があり今回また大きな未払い金が発覚しながらも毎年、広報「かわい」では今年も単年度は黒字でした。また今年も黒字でしたと、ここ数年発表されておられます。毎年度の決算報告が実態と異なるのではないかと思いますし、行政の異常な体質と言わざるをえません。非常に残念です。担当課にお聞きします。それでも決算書は正確に記載したと思われませんか。お聞きします。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） まず、水道会計の件につきましては平成31年度から必ず8年間をかけて返済するという事でその件については町長が申し上げたとおりでございます。それともう1点、未払いの件につきましても今回補正させていただいて、早急に解消させていただきたいと考えております。その上で決算の話しでございます。決算というのは当然、歳入と歳

出の差し引き額となっております。そういう事からそれを実際決算しましたところ幾ばくかの剰余金が発生しているのが事実でございます。

○11番（谷本昌宏） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌宏） 一度目の水道会計の借入金、3年据え置きで利息をつけて8年間で返済するという約束をされながら、実は一銭も返済をされておられなかったと、そして今回また、2019年度から毎年5,000万円利息をつけて8年間で返済をすると今、答弁があったわけですが、これから8年後、確約でもって、あるいは書面でもって提出していただきたいと思っております。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 平成31年度から返済ということにつきまして、水道管理者と河合町長 岡井康徳との文書がございますので、それにしたがってきちっと整理してまいりたいと考えております。

○11番（谷本昌宏） 議長。

○議長（疋田俊文） 質問2回までなので。

○11番（谷本昌宏） 分かりました。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今回補正で上がってますけども、まず最初に申し上げておきたいことは、住宅の改修等緊急な修理とか必要な修理については当然していかなければならない工事、事業だと思っております。必要な修理というかこないだの全員協議会でも計画的にしているのかと聞いたところ、その都度要望があったらしているという状況でしたのでその辺も基準を決めなければならぬ、今後基準を決めて行わなければならぬ事かと思っております。その支払についても業者に対してはやっていただいた工事ですので支払もしていかなければならない。それは当然の事だと思っております。しかし、その費用について予算の枠を超える、費用が足りないとか緊急を要するものについては補正をくむなり、専決処分をするなりの処理を的確にしていかなければならぬ所が今回、そのような正常な処理がされていなかったという事が明らかになっています。今回の財政上の処理ですけども、皆さん地方自治法に基づ

いて仕事されていてプロの皆さんですので、あえて言うことではないかもしれませんが、でも地方自治法の原則に反する処理をされている。1つは地方自治法の208条の2項ですけども会計年度独立の原則。その年度内における歳出はその年度内の歳入をもって充てなければならない。2つ目は地方自治法210条。これは総計予算主義の原則で会計年度において一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出予算に予算をつけなければならない。最後に地方自治法211条1項ですけども、この予算に対しては議会の議決が必要であるということなんですけどもそういった原則に基づいて今回補正予算を組まれていますけども、今回財政運営において3つの原則に反した形で行われていたかと思います。全員協議会でも自治法に反してるのでは無いかとお聞きしたところ的確返事は頂けなかったんですけども、どのような認識があるのか改めてお伺いしたいと思います。また、29年度の当初の予算で前年度の支払い分を支払ったという事ですけども、そのこと自体が地方自治法208条の2項に反するものであって、なぜこのようなことが起こったのか、今一連の問題で色々なことが指摘されてる中にもかかわらず、なぜそのような処理をされたのか、それはどの部署のどなたの指示でこのような指示をしたのか、それもお伺いしたいと思います。地方自治法に違反している処理だと認識がされてたら恐らくそういう事は無かったかと思うんですけど、その辺の認識も改めてお聞きします。又、全員協議会で住宅の修繕費の未払い金、清掃工場費の不適切な会計処理というふうに再発防止について、素案がだされていますけども、この不適切な会計処理というのが私にとっては納得できない。これは不適切な会計処理ではなくて、地方自治法を厳守した会計処理をしていないという事で認識されていなかったのかと、こういう不適切な会計処理という表現自体が、ちゃんと反省にたっていないかと思うわけですけども、その点についてはどうでしょうか。不適切という表現のまま、こういう表現でいきましょと根本的な解決にはつながらなのでは無いかと思います。その対応についてもお答え下さい。又、この問題が発覚したときに町長は全ての責任は私がありますというようにおっしゃられたと思うんですけど、どのように責任をとるのか、色々な部署での責任の所在とか町長がどんな形で責任をとっていくのかという事も明らかになっていない、それについても少し述べていただきたいと思っています。今回の問題点とか責任の所在が不明瞭というか明らかになっていないという中で再発防止という素案を出されましたけどもそれはなかなかできないのではないかと思います。又、病気に例えますと河合町の財政の運営上や財政についても大変、重篤な状況になる、重症な状況にあると思ってるわけですけども、その病気の治療をするには病気の原因とかも明らかにしていけないと、なかなか根本的な治療はでき

ないわけですが、その点についてどこまで、原因等について追求していく体制があるのかも改めてお聞きしたいと思います。もう1つについてですが、衛生費と土木費のところで衛生費については、今年度不適切な処理をしたという事で議会でも指摘されてますし、委員会の中で討議したにもかかわらず緊急の処理だという事で、私たちは委員会で討議したわけですが、後でその工事が8月に終わっていたという事だったと思います。今回、平成29年度の予算の中で今回の支払いを済ませないと、この点についてはまた、年度を跨いで支払いになってしまうというような同じ間違いをしてしまうのではないかと心配もしています。ですので、清掃工場の補修費用と住宅の費用とは別に分けて考えて行くべきだと思います。ですので、その点についてお聞きしたいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） いくつかの質問ありがとうございます。まず、原則に反していたという事については、十分認識はしております。当然会計処理の原則がございます。それには反していると、私くしどもは不適切な処理という文言で言わせてもらってるところでございます。当然、このような事はしないように検討委員会等でしっかり対応していきたいと思えます。町長を含め全職員、関係職員の責任の問題につきましては、検討委員会の内容をふまえて対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。町の財政、非常に重症な状態とご指摘でございます。それにつきましても、出来る限り情報開示していきながら、こういう不適切なことが無いように対応しながらなんとか対応して参りたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 質問というより、お答えいただけてないところがありますので、再度お願ひしたいんですけど。今年度の予算で過年度分を払ってしまったというところなんですけども、色々な問題が指摘されてた中での処理という事で疑問に持ってるんですけども、反省にたっているならば何故そのような処理ができたのかというところなんですけども。それについてをお答えいただけてないかと思ひます。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 前年度までの未払いを過年度で支出しているという事につま

しては、確かに原則には反しておりますけども、過年度支出、地方自治法施行令 165 条の 8 に基づいて支払わなければならない、当然未払いでありますので、支払わなければならない前提の下にやむなく支払っていたという事でご理解願いたいと思います。

○4 番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4 番（馬場千恵子） 何回も質問ではないので言いますが、その指示はどこからあったのかもお聞きしたかと思います。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 指示はという事になりますけど、支払わなければならないという事で処理として行ったということがございます。指示というよりも支払わなければならないという事を前提の下に予算を支出し、執行したということです。

○4 番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4 番（馬場千恵子） 質問した項目についてお答え願いたいと思ってるんですけど。いくつかまだお聞きしてない点があると思います。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） 私、再発防止検討委員会の組織立てに係わったものとして、先ほど堀内部長が答弁させていただきまされたけども、この件に関してはピンポイントで誰がどうというところは無いのかなと、ですので検討委員会の中で時系列を追いながらどういう形でどういう指示があって誰に責任があるのかという所も検討していきたいと思っておりますので、しかるべく時には報告させていただきたいと考えております。

○4 番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4 番（馬場千恵子） それでは最後にお聞きするところですけども、検討委員会のところの文言にこだわってるんですけども、不適切な会計処理という理解について、地方自治法を厳守した会計処理をしていくという認識とイコールと考えていいんですか。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 企画部長。



○企画部長（澤井昭仁） 自治法の中に会計処理の原則というものは我々は重々承知しております。今回、不適切という表現を使わせていただいたのはその会計処理の原則に反してるといことで原則に反した処理という事で、不適切という表現を使わせていただいております。これにつきましても、検討委員会で色々な意見が出ると思います。それについても、議論を重ねていきたいと思っておりますので、現時点での不適切という標記については今私が申し上げた解釈に基づくもとでございます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 最後の清掃工場費のことで、土木費を分けてしてはどうかという事についてはお答え無かったと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） いずれにせよ、地方自治法に不適切な行為という事でございます。

その行為につきましては、早急に解消してまいりたいという事から、この2案につきましては同じ補正の中で対応させていただきたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） この住宅の未払い金、新聞に掲載された事によって私の所にもどうなっているのやって話しがございました。私も内容も分かりませんし、その時は答えることもできませんでした。私はこの仮称の防止検討委員会設置、これ議員2名と弁護士も入るようになってますね、この検討委員会を一日でも早く立ち上げてもらって、検証と対策をお聞かせ願って私も住民の方に説明したいと思っておりますので、その辺どう思われますか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 検討委員会につきましては、早急に立ち上げたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） 私も前の全員協議会で意見を述べたんですけども、大きなポイントになるのは住宅修理の場合、費用負担区分の曖昧さがあったと思います。それを早急に正すというかそういう事で不祥事と言っていいのかわからないですけど、2度と起こせてはいけないことだと考えています。その為に提案がありました再発防止検討委員会ですけども、今お答えもあったんですけど、早急に設置してほしいと思います。それから、その中で色々な疑念がいっぱい出ていますけども、徹底した事実関係、遡るかもしれませんけど経過の調査、2度と起こさない再発防止策をしっかりと検証して議会並びに町民の方に対して明らかにしてほしいと願っています。それについてどうお考えかよろしく願います。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） ご意見ありがとうございます。当然、検討委員会をすぐに立ち上げたいと考えております。またその内容につきましては公表してまいりたい、その中におきましても事実関係とか経過とか再発防止策、これにつきまして又それに基づく色々な処分等につきましても全て検討させていただきまして、住民の皆様、議会の皆様に説明してまいりたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○12番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○12番（中尾伊佐男） 私も住宅整備の問題と清掃工場については町が設置する再発防止検討委員会の結果を決定してほしいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） そのように対応して参りたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今回、新聞報道で住民生活課に未払いがあると報道され、この一般会計補正予算で一括で支払うと言ってます。なぜ未払いを知った時に議会に報告し未払いを無くす事を考えなかったのですか。お答え下さい。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 未払いを知った時点から内部で解決策に取り組み、いずれ議会に報告させていただくという準備はしておりましたが、残念ながら先に報道ということになってしまいました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） それでは質問を、全てで11個ありますのでよく聞いて回答お願いしたいと思います。まず、今回の7,000万円の補正予算の中身は既に工事が完了しておいた。その支払いの為に議会に承認を求める行為ですね。このことについては去年の12月5日の新聞報道で明るみになったわけですね、そうしますと明るみになったという事は住民や議会に報告する義務があるわけですね。今、先ほど町長が報告あったのはどういう報告かと言いますと「防止に取り組む」これは当然のことですね、それから「検討委員会で設置をしてやりたい」この2点なんですね。私の言いたいのは、これは内部の色々なことを知っているのは行政の方ですよ。外部の人間でないですよ。だから既に情報開示と説明責任は行政側にあるわけですね、過去12月5日から今まで3ヶ月経ってますけど何の説明もレポートも無いんですね、これについて質問させていただきます。まず、会計原則なんですけども先ほど他の議員も質問ありましたけども、もう少し明確に質問をさせていただきます。自治法208条第1項では会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までに終わるとする。と規定されてるわけですね。このルールを無視している事は認めますね。認めるかどうか回答お願いしたいと思います。質問2。自治法208条第2項では会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれを充てなければならないと規定されてるわけですね、このルールに違反、あるいは無視しているということは認めますね。後で回答お願いします。質問3。自治法210条では一般会計年度における一切の収入及び歳出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと規定があるわけですね、このルールを無視しているあるいは逸脱しているという事は認めますか。質問4。これらの基本ルールが定められてるにも係わらず守れなかったという要因とか原因とか根本原因ですね、何故そうなったかという事については既にみなさんのお手元に色々な情報があるわけですから分かってるはずですよ。検討委員会で審議するのではなくて、みなさんの中で当然、掌握すべきで事ですよ。何故それを説明しないのかという事で行政側の説明を求めます。次に質問5です。今回問題となっている予算額の請求

から、予算額決定するまでの過程をどのような経過を経てなったのか。現場で予算を請求したにもかかわらずなかなかその予算額にならない。その返りがあったと思うんですね。そういう事について行政側の見解を示してください。そもそも補正予算に計上する案件は基本的な事について行政はどのように考えてるかという事ですね。質問7です。工事が完了している事実を隠して議会に議案を提出したという事は当然自ら分かってたはずですけど、何故そういうようになったのかですね。その辺のところはみなさんしか回答できないわけですから回答お願いしたいと思います。質問8. 議会や住民に速やかに報告しない理由ですね、未だかつて報告が無いんですね。報告ありませんね。先ほど部長さんが調査をしてからやるという事ですけど、これは既に3ヶ月経ってるわけですね。自らがやってる行為について何を調査するかですね。だから何故未だに議会に報告書の提出が無いのか。住民に説明も無いのか。検討委員会をたててからするという問題ではないと思うんですけどね。この件について回答お願いしたいと思います。それから全員協議会で私が質問させてもらったことが1つありまして、修繕費について個別の事案ですけども開示をお願いしたい。全部ではないですけど1部お願いしたいという事です。未だに開示が無いんですね。守秘義務があるから個人情報があるから開示できない。これから全て開示できなくなりますね。何故その開示ができないのか、例えば何か不都合なことがあって開示しないのか。そういうことは無いと思いますけどね。それは当然速やかに開示をしなければいけないじゃないですか。議員であっても情報開示の要求を出せと言うのであればこれは、また問題になりますのでその点についてどうでしょうか。それから質問10ですけども。適正な財務処理を確保する為の財務会計事務の基本ルールを守るための具体策やとか異常の発生の経緯とか現状とか課題とかいうのは先ほども言いましたけども行政自らが検証しなければならぬわけですよ。検討委員会で検証するといってもできないわけですよ。全ては行政が情報もデータもどういう事をやってたかは分かっているわけですよ。それにもかかわらず3ヶ月も経っても何ら中間報告でもいいかもしれません。何故報告しないのですか。自ら色々やっていた事、よく分かっているはずですよ。我々議員も住民もさっぱりこの3ヶ月間分かってないわけです。この点について意見をどうしているのかですね。調査を完璧にしてからやることということであれば、検討委員会はいらないですよ。自分でやれば良いわけですから。次、先ほど馬場議員の方から町長の責任問題とかも言っておられましたけども、責任は町長にあると町長自らちゃんと申し上げておられるわけですけども。先ほども質問あったんですけども、未だに何の発表も無いわけですよ。どないするんや、という話しですよ。責任のとり方とか具体的な内容は

未だにないわけですよ。昨日、ある重工業が新幹線の台車薄く切ってたという事で、社長が出てきましたよね。即、回答してますよね。30%自分の報酬カットする。担当取締役は20%カットすると出てるわけですよ。何故行政はそれができないのかですね。全て検討委員会に任せるといふ事であれば権限をその旨ゆだねる。どのように責任取らせるのか。けれども本来は検討委員会ではないんです。これは防止ですよ。その点についてですね、町長は回答を避けておられますけども、これは自ら町長の答弁を聞かないといけませんよね。そういう事で民間と行政が違うという事であれば何故違うのかを説明お願いしたいと思います。回答をお願いします。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） まず、会計原則のお話し、地方自治法関係につきましては基本的にそれに反している行為という認識は十分持っております。そういうところから不適切という言葉方をさせていただいておるところです。これらの原則を守れなかった原因につきましては、当初予算を計上するにあたりまして厳しい財政状況の中、他の事業に回す分の財源等も確保しなければならない事から予算が圧縮したことが1つ。もう1つは修繕の内容が大きく毎年膨らんできたこと。これが原因にあるかと考えております。それと予算の作成というかできるまでの経緯なんですけども当然請求があつてそれを100%認めるというのは当然限られた財源の中で対応しなければならない事から無理でございます。そういう事から予算査定を通じて、最終的には決定するという過程となります。その上で今回の補正計上という事についてでございます。これにつきましては、不適切な行為と認めさせていただき。未払いを早期に解消したいという事で補正予算計上させていただいたところでございます。あと、経緯の説明というところについてでございます。前回、全員協議会という形で一度そういう場を開いてもらいました。その時に事実の概要、事案の経緯、事案発生の原因等を口頭ではございましたが説明をさせていただいたところでございます。次に、財務処理の話してございます。今後このような事は絶対に起こらないというように財政サイドに置きましても色々なチェック機能等を検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 先日の全員協議会での質問で開示できない部分について連絡が遅れておりましたことはお詫び申し上げます。個人情報等整理したうえで開示できる状態と

なっておりますので、後日見ていただきたいと思います。

(約40秒の沈黙あり)

- 議長（疋田俊文） 何か質問抜けてますか。
- 9番（西村 潔） 議長。
- 議長（疋田俊文） 西村議員。
- 9番（西村 潔） これ以上質問しても回答が無いのが多いので、これで暫時休憩を求めます。
- 議長（疋田俊文） 暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

---

「自然閉会」 午後5時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

署 名 議 員 岡 田 康 則